

1 土砂災害警戒区域等の指定の意味について

一組委員からの土石流があっても処分場全体が押し流される危険はないという説明に対し、住民代表委員から、3年前の大雨のときも処分場の中に2週間以上水が溜まって排水し切れなくなっていた、安全ではないのではないかとの意見が出された。これに対し、一組委員から、そのときの雨は、設計段階で想定されていたリスクの範囲内のものであり、設計において想定されていた対応（出口の遮断弁を閉じて処分場内に雨水を一時貯留する措置）を取ったものである旨の説明を行った。

また、議会代表委員から、土石流が処分場内に流れ込むと、なかの有害物質が流出する恐れがあるので、より高い塀を作るなど何か対策を取る必要があるのではないかとの意見が出された。これに対し、一組委員から、今回の調査は、人命を守ることを第一の目的としているので、大雨時においても、管理受託業者が危険な場所に来なくてもコントロールできるよう、遠隔管理できる体制を整えていきたい旨回答があった。

さらに、住民代表委員から、大雨が降って処分場のなかに水がどンドン水が溜まったら溢れてしまうのではないかとの指摘があり、これに対し、一組委員から、貯留容量に余裕があるので、そのようなことは起こらない旨説明があった。

2 事前質問について

一組委員が、別紙「事前質問と回答」を読み上げるかたちで、一部の住民代表委員から事前に文書で出されていた質問に回答した。

3 運営協議会のあり方について

住民代表委員から、平日の午前中ではなく、もっと一般の傍聴人が傍聴しやすい日程で開催してほしいとの意見が出された。これに対し、一組委員から、町役場でやっているごみ処理問題協議会と同様に、運営協議会での会議は、委員が公的な立場で参加する一部事務組合の公務であり、役所の業務の一環として行っているものなので、公務員の通常の勤務時間に開催している旨説明された。

また、住民代表委員から、一組委員の維持管理状況の報告が長過ぎ、質問が十分できないとの意見があった。これに対し、別の住民代表委員から、きちんとした回答が欲しいから事前質問を提出するようになった経緯の説明があり、一組委員からは、開始時間を少し早めて基礎的な仕組みの説明を行うことやごみ処理問題協議会と連携を取って話し合うテーマの整理を行うなど、開催方法を工夫してみる旨の発言があった。

4 開催の通知方法について

住民代表委員より、一般傍聴を増やすためにも、運営委員会の開催について町役場で公報してもらいたいとの要望が出された。これに対し、八丈町代表委員から、公報だよりも開催する旨を掲載することを検討する旨の回答があった。